２　「４　役員及び使用人の状況」 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。 また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。 ［３～８　略］ ［Ⅱ・Ⅲ　略］	２　［同左］ 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。 ［３～８　同左］ ［Ⅱ・Ⅲ　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（払込金額の公示の方法） **第百三十四条**　法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口（同条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれか及び当該投資法人のウェブサイトへの掲載（そのウェブサイトがない場合にあっては、当該各号のいずれか）の方法により行わなければならない。 ［一・二　略］ ２　［略］	（払込金額の公示の方法） **第百三十四条**　法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。 ［一・二　同上］ ２　［同上］
（払戻金額の公示の方法） **第百七十一条**　法第百二十六条の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項に規定する方法により行わなければならない。 ２　［略］	（払戻金額の公示の方法） **第百七十一条**　法第百二十六条の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。 ２　［同上］
別紙様式第18号（第256条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）営業報告書 ○○財務（支）局長　殿 年　月　日提出 登録番号　○○財務（支）局長　第　号 商　号 所在地 執行役員名 ウェブサイトのアドレス （記載上の注意） １．法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。	**別紙様式第18号**（第256条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）営業報告書 ○○財務（支）局長　殿 年　月　日提出 登録番号　○○財務（支）局長　第　号 商　号 所在地 執行役員名 （記載上の注意） 法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。